



宮 崎 県 公 報

令和 5 年 6 月 30 日 (金曜日) 号外 第 36 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

規 則

- 宮崎県認定こども園の認定手続等に関する規則の一部を改正する規則…………… (こども政策課) 1
- 宮崎県幼保連携型認定こども園の認可手続等に関する規則の一部を改正する規則…………… (“) 2
- 港湾法及び宮崎県港湾管理条例の施行に関する規則……………

- 規則の一部を改正する規則…………… (港湾課) 3
- 宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則…………… (会計課) 4
- 公安委員会規則**
- 地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則…………… 4
- 宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則…………… 5

規 則

宮崎県認定こども園の認定手続等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 6 月 30 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第38号

宮崎県認定こども園の認定手続等に関する規則の一部を改正する規則

宮崎県認定こども園の認定手続等に関する規則 (平成18年宮崎県規則第75号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(認定の申請)	(認定の申請)
第2条 [略]	第2条 [略]
2 法第4条第1項の法第3条第1項又は第3項の認定の申請に係る施設が同条第1項又は第3項の条例で定める要件に適合していることを証する書類は、次に掲げる書類とする。	2 法第4条第1項の法第3条第1項又は第3項の認定の申請に係る施設が同条第1項又は第3項の条例で定める要件に適合していることを証する書類は、次に掲げる書類とする。
(1)～(4) [略]	(1)～(4) [略]
(5) 教育及び保育に従事する者の氏名及び略歴を記載した書類、就任承諾書並びに幼稚園の教諭の免許状の写し、保育士の資格を証する書類、小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状の写し又は第4条第3項各号のいずれかに該当することを証する書類	(5) 教育及び保育に従事する者の氏名及び略歴を記載した書類、就任承諾書並びに幼稚園の教諭の免許状の写し、保育士の資格を証する書類、小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状の写し、 <u>保健師、看護師若しくは准看護師の免許証の写し</u> 又は第4条第3項各号のいずれかに該当することを証する書類
(6)～(8) [略]	(6)～(8) [略]
(教育及び保育内容)	(教育及び保育内容)
第6条 条例第9条の規則で定める事項は、次に掲げる事項について知事が定めるものとする。	第6条 条例第9条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項について知事が定めるものとする。
(1)～(6) [略]	(1)～(6) [略]
別記	別記
様式第1号 (第2条関係)	様式第1号 (第2条関係)
(表)	(表)
[略]	[略]
(裏)	(裏)
[略]	[略]
注1 [略]	注1 [略]
2 次に掲げる書類を添付すること。	2 次に掲げる書類を添付すること。
(1)～(4) [略]	(1)～(4) [略]

(5) 教育及び保育に従事する者の氏名及び略歴を記載した書類、就任承諾書並びに幼稚園の教諭の免許状の写し、保育士の資格を証する書類、小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状の写し又は宮崎県認定こども園の認定手続等に関する規則第4条第3項各号のいずれかに該当することを証する書類

(6)～(8) [略]

様式第2号(第2条関係)

(表)

[略]

(裏)

[略]

注1 [略]

2 次に掲げる書類を添付すること。

(1)～(4) [略]

(5) 教育及び保育に従事する者の氏名及び略歴を記載した書類、就任承諾書並びに幼稚園の教諭の免許状の写し、保育士の資格を証する書類、小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状の写し又は宮崎県認定こども園の認定手続等に関する規則第4条第3項各号のいずれかに該当することを証する書類

(6)～(8) [略]

(5) 教育及び保育に従事する者の氏名及び略歴を記載した書類、就任承諾書並びに幼稚園の教諭の免許状の写し、保育士の資格を証する書類、小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状の写し、保健師、看護師若しくは准看護師の免許証の写し又は宮崎県認定こども園の認定手続等に関する規則第4条第3項各号のいずれかに該当することを証する書類

(6)～(8) [略]

様式第2号(第2条関係)

(表)

[略]

(裏)

[略]

注1 [略]

2 次に掲げる書類を添付すること。

(1)～(4) [略]

(5) 教育及び保育に従事する者の氏名及び略歴を記載した書類、就任承諾書並びに幼稚園の教諭の免許状の写し、保育士の資格を証する書類、小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状の写し、保健師、看護師若しくは准看護師の免許証の写し又は宮崎県認定こども園の認定手続等に関する規則第4条第3項各号のいずれかに該当することを証する書類

(6)～(8) [略]

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県認定こども園の認定手続等に関する規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

宮崎県幼保連携型認定こども園の認可手続等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第39号

宮崎県幼保連携型認定こども園の認可手続等に関する規則の一部を改正する規則

宮崎県幼保連携型認定こども園の認可手続等に関する規則(平成26年宮崎県規則第59号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(設置の届出) 第2条 [略] 2 設置の届出に係る省令第15条第1項の法第13条第1項の条例で定める基準に適合していることを証する書類は、次に掲げる書類とする。 (1) [略] (2) 教育及び保育に従事する者の氏名及び略歴を記載した書類、就任承諾書並びに幼稚園の教諭の免許状の写し、保育士の資格を証する書類、小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状の写し又は第10条各号のいずれかに該当することを証する書類 (3)～(5) [略] (外部搬入の要件) 第9条 条例第24条第3号の規則で定める要件は、次のとおりとする。	(設置の届出) 第2条 [略] 2 設置の届出に係る省令第15条第1項の法第13条第1項の条例で定める基準に適合していることを証する書類は、次に掲げる書類とする。 (1) [略] (2) 教育及び保育に従事する者の氏名及び略歴を記載した書類、就任承諾書並びに幼稚園の教諭の免許状の写し、保育士の資格を証する書類、小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状の写し、 <u>保健師、看護師若しくは准看護師の免許証の写し</u> 又は第10条各号のいずれかに該当することを証する書類 (3)～(5) [略] (外部搬入の要件) 第9条 条例第25条第3号の規則で定める要件は、次のとおりとする。

<p>(1)～(3) [略]</p> <p>別記 様式第1号（第2条関係）</p> <p style="text-align: right;">(表)</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">(裏)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">[略]</div> <p>添付書類</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 教育及び保育に従事する者の氏名及び略歴を記載した書類、就任承諾書並びに幼稚園の教諭の免許状の写し、保育士の資格を証する書類、小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状の写し又は宮崎県幼保連携型認定こども園の認可手続等に関する規則第10条各号のいずれかに該当することを証する書類</p> <p>(5)～(9) [略]</p> <p>様式第4号（第4条関係）</p> <p style="text-align: right;">(表)</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">(裏)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">[略]</div> <p>添付書類</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 教育及び保育に従事する者の氏名及び略歴を記載した書類、就任承諾書並びに幼稚園の教諭の免許状の写し、保育士の資格を証する書類、小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状の写し又は宮崎県幼保連携型認定こども園の認可手続等に関する規則第10条各号のいずれかに該当することを証する書類</p> <p>(6)～(10) [略]</p>	<p>(1)～(3) [略]</p> <p>別記 様式第1号（第2条関係）</p> <p style="text-align: right;">(表)</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">(裏)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">[略]</div> <p>添付書類</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 教育及び保育に従事する者の氏名及び略歴を記載した書類、就任承諾書並びに幼稚園の教諭の免許状の写し、保育士の資格を証する書類、小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状の写し、<u>保健師、看護師若しくは准看護師の免許証の写し</u>又は宮崎県幼保連携型認定こども園の認可手続等に関する規則第10条各号のいずれかに該当することを証する書類</p> <p>(5)～(9) [略]</p> <p>様式第4号（第4条関係）</p> <p style="text-align: right;">(表)</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">(裏)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">[略]</div> <p>添付書類</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 教育及び保育に従事する者の氏名及び略歴を記載した書類、就任承諾書並びに幼稚園の教諭の免許状の写し、保育士の資格を証する書類、小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状の写し、<u>保健師、看護師若しくは准看護師の免許証の写し</u>又は宮崎県幼保連携型認定こども園の認可手続等に関する規則第10条各号のいずれかに該当することを証する書類</p> <p>(6)～(10) [略]</p>
--	--

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県幼保連携型認定こども園の認可手続等に関する規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

港湾法及び宮崎県港湾管理条例の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第40号

港湾法及び宮崎県港湾管理条例の施行に関する規則の一部を改正する規則

港湾法及び宮崎県港湾管理条例の施行に関する規則（昭和38年宮崎県規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 [略]</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 [略]</p> <p><u>(知事が規則で定める施設)</u></p> <p><u>第1条の2 条例第2条第2号の知事が規則で定める施設は、条例別表第1の注6の規定により知事が指定した栈橋、岸壁、物揚場及び船揚場（法第2条第5項に規定する港湾施設及び同条第6項の規定により港湾施設とみなされる施設を除く。）とする。</u></p> <p><u>(公示)</u></p> <p>第1条の3 条例第2条の2の規定により公示しなければならない</p>

事項は、港湾施設の種類、位置、数量及び能力とする。
 2 前項の公示しなければならない事項のうち図面により表示することができるものは、図面により表示するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第41号

宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県収入証紙条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
別表第1（第3条関係） 1 [略] 2 使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第9号）に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの (1)～(432) [略] (433)～(608) [略] 3 教育関係使用料及び手数料徴収条例（平成13年宮崎県条例第23号）に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの (1)・(2) [略] (3)～(12) [略] 4～7 [略]	別表第1（第3条関係） 1 [略] 2 使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第9号）に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの (1)～(432) [略] <u>(433) 動物用生物学的製剤接種票交付手数料</u> <u>(434)～(609) [略]</u> 3 教育関係使用料及び手数料徴収条例（平成13年宮崎県条例第23号）に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの (1)・(2) [略] <u>(3) 新体育館使用料（個人がトレーニングルームを使用する場合を除く。）</u> <u>(4)～(13) [略]</u> 4～7 [略]

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1第3号の改正規定は、令和5年8月20日から施行する。（宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正）
 - 宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（令和5年宮崎県規則第16号）の一部を次のように改正する。第3条を次のように改める。
- 第3条 宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
別表第1（第3条関係） 1 [略] 2 使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第9号）に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの (1)～(608) [略] (609) 証明手数料 3～7 [略]	別表第1（第3条関係） 1 [略] 2 使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第9号）に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの (1)～(608) [略] <u>(609) 証明手数料（証明手数料徴収規則（昭和32年宮崎県規則第26号）別表の6の項に規定するものを除く。）</u> 3～7 [略]

公安委員会規則

地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月30日

宮崎県公安委員会委員長 島 津 久 友

宮崎県公安委員会規則第6号

地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則（令和2年宮崎県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表(第3条関係)			別表(第3条関係)		
特殊勤務手当認定要件表			特殊勤務手当認定要件表		
作業の種別	認定要件	備考	作業の種別	認定要件	備考
[略]			[略]		
第25号の作業 身辺警護等 作業	警察官が、側近警衛員として皇族の側近の警衛又は身辺警護員として警護対象者の身辺の警護の作業に従事した場合	「側近警衛」とは、 (1) 天皇又は皇后、上皇、上皇后、皇太子、皇太子妃、皇嗣、皇嗣妃若しくは悠仁親王の警衛 (2) (1)以外の皇族の警衛をいう。 「身辺警護」とは、警護要則(平成6年国家公安委員会規則第18号)第2条に規定する警護対象者の警護をいう。	第25号の作業 身辺警護等 作業	警察官が、側近警衛員として皇族の側近の警衛又は身辺警護員として警護対象者の身辺の警護の作業に従事した場合	「側近警衛」とは、 (1) 天皇又は皇后、上皇、上皇后、皇太子、皇太子妃、皇嗣、皇嗣妃若しくは悠仁親王の警衛 (2) (1)以外の皇族の警衛をいう。 「身辺警護」とは、警護要則(令和4年国家公安委員会規則第15号)第2条第1号に規定する警護対象者の警護をいう。
[略]			[略]		

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則の規定は、令和5年4月1日から適用する。

宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月30日

宮崎県公安委員会委員長 島津久友

宮崎県公安委員会規則第7号

宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

宮崎県道路交通法施行細則(昭和35年宮崎県公安委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
(自動車以外の車両のけん引制限)		(自動車以外の車両のけん引制限)	
第11条 [略]		第11条 [略]	
2 原動機付自転車の運転者は、故障その他の理由による自転車又は原動機付自転車(以下「故障車」という。)をけん引することがやむを得ない場合においては、前項の規定にかかわらず次の各号に定めるところによりその故障車をけん引することができる。		2 原動機付自転車の運転者は、故障その他の理由による自転車又は一般原動機付自転車(以下「故障車」という。)をけん引することがやむを得ない場合においては、前項の規定にかかわらず次の各号に定めるところによりその故障車をけん引することができる。	
(1)～(4) [略]		(1)～(4) [略]	
3 [略]		3 [略]	
(高速道路交通警察隊長の権限)		(高速道路交通警察隊長の権限)	
第12条の2 法第114条の3の規定に基づき、法の規定により警察署長の権限に属する事務のうち、 <u>高速自動車国道等(東九州自動車道の日南北郷インターチェンジから日南東郷インターチェンジまでの間を除く。)</u> に係るものは、警察本部高速道路交通警察隊長に行わせる。		第12条の2 法第114条の3の規定に基づき、法の規定により警察署長の権限に属する事務のうち、 <u>高速自動車国道九州縦貫自動車道及び東九州自動車道並びに一般国道218号(北方延岡道路)</u> に係るものは、警察本部高速道路交通警察隊長に行わせる。	
(講習の実施者等)		(講習の実施者等)	
第37条 法第108条の2第1項各号に掲げる講習は、次の各号に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者が行うものとする。		第37条 法第108条の2第1項各号に掲げる講習は、次の各号に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者が行うものとする。	
(1) 法第108条の2第1項第1号、第3号から第9号まで、第		(1) 法第108条の2第1項第1号、第3号から第9号まで、第	

11号から第13号まで及び第15号に掲げる講習 公安委員会又は公安委員会が委託した者

(2) [略]

2・3 [略]

(特定任意講習の実施者等)

第37条の2 法第 108条の2第2項に掲げる特定任意講習は、公安委員会又は公安委員会が委託した者が、宮崎、都城又は延岡の運転免許センター、自動車運転免許試験場、警察署その他公安委員会が指定する場所において行うものとする。

(受講の申請等)

第38条 法第 108条の2第1項各号に掲げる講習を受けようとする者は、次の各号に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を公安委員会に提出しなければならない。

(1)～(14) [略]

(15) 法第 108条の2第1項第15号に掲げる講習(以下「自転車運転者講習」という。) 自転車運転者講習受講申請書(別記様式第35号の3の3)

2 認知機能検査員講習を受けようとする者は、別記様式第35号の4の申請書を公安委員会に提出しなければならない。

3 法第97条の2第1項第3号イ、第 101条の4第2項又は第 101条の7第6項に規定する認知機能検査を受けようとする者は、別記様式第35号の5の申請書を公安委員会に提出しなければならない。

4 [略]

(講習修了証書等の交付)

第39条 公安委員会は、次の各号に掲げる講習を修了し、又は終了した者に対して、それぞれ当該各号に定める修了証書等を交付するものとする。

(1)～(5) [略]

(6) 認知機能検査員講習 終了証(別記様式第39号の3)

(7) [略]

別表第1 (第2条関係)

番号	申請、届出又は交付	経由機関	申請又は届出等の様式	部数
[略]				
56の2	自転車運転者講習の受講申請	交通企画課長	〃第35号の3の2	1通
57	[略]			

11号から第13号まで、第15号及び第16号に掲げる講習 公安委員会又は公安委員会が委託した者

(2) [略]

2・3 [略]

(特定任意講習の実施者等)

第37条の2 法第 108条の2第2項に掲げる特定任意高齢者講習及び特定任意講習は、公安委員会又は公安委員会が委託した者が、宮崎、都城又は延岡の運転免許センター、自動車運転免許試験場、警察署その他公安委員会が指定する場所において行うものとする。

(受講の申請等)

第38条 法第 108条の2第1項各号に掲げる講習を受けようとする者は、次の各号に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を公安委員会に提出しなければならない。

(1)～(14) [略]

(15) 法第 108条の2第1項第15号に掲げる講習(以下「特定小型原動機付自転車運転者講習」という。) 特定小型原動機付自転車運転者講習受講申請書(別記様式第35号の3の3)

(16) 法第 108条の2第1項第16号に掲げる講習(以下「自転車運転者講習」という。) 自転車運転者講習受講申請書(別記様式第35号の3の4)

2 認知機能検査員講習を受けようとする者は、認知機能検査員講習受講申請書(別記様式第35号の4)を公安委員会に提出しなければならない。

3 法第 108条の2第2項に規定する特定任意高齢者講習を受けようとする者は、特定任意高齢者講習受講申請書(別記様式第35号の4の2)を、特定任意講習を受けようとする者は、特定任意講習受講申請書(別記様式第35号の4の3)を公安委員会に提出しなければならない。

4 法第97条の2第1項第3号イ、第 101条の4第2項又は第 101条の7第6項に規定する認知機能検査を受けようとする者は、認知機能検査受検申請書(別記様式第35号の5)を公安委員会に提出しなければならない。

5 [略]

(講習修了証書等の交付)

第39条 公安委員会は、次の各号に掲げる講習を修了し、又は終了した者に対して、それぞれ当該各号に定める修了証書等を交付するものとする。

(1)～(5) [略]

(6) 特定小型原動機付自転車運転者講習 特定小型原動機付自転車運転者講習終了証書(別記様式第39号の3)

(7) [略]

(8) 認知機能検査員講習 終了証(別記様式第39号の5)

別表第1 (第2条関係)

番号	申請、届出又は交付	経由機関	申請又は届出等の様式	部数
[略]				
56の2	若年運転者講習の受講申請	〃	〃第35号の3の2	1通
56の3	特定小型原動機付自転車運転者講習の受講申請	交通企画課長	〃第35号の3の3	1通
56の4	自転車運転者講習の受講申請	〃	〃第35号の3の4	1通
57	[略]			

		57の 2	特定任意高齢者講習 の受講申請	運転免許 課長	〃 第35号の4の2	1通
		57の 3	特定任意講習の受講 申請	〃	〃 第35号の4の3	1通
58	[略]	58	[略]			
		58の 2	運転技能検査の受検 申請	〃	〃 第35号の6	1通
	[略]	[略]				

別記様式第23号の5を次のように改める。

再交付関係(続き)

運転経歴証明書亡失・滅失・汚損・破損・盗難てん末書

宮崎県公安委員会 殿

年 月 日

住所						
氏名			生年月日	T・S・H	年 月 日	
電話番号	— —		携帯電話	— —		
亡失・滅失又は盗難の事実	日時	年 月 日	午前・後	時	分頃から	
		年 月 日	午前・後	時	分頃までの間	
	場所 (区間等)	県		市・郡		町・村
		亡失・滅失・盗難状況 _____ _____ _____				
上記のとおり、運転経歴証明書の(亡失・滅失・汚損・破損・盗難)があったことは、事実に相違ありません。 なお、私は、運転経歴証明書を2通持つことが禁止されていることや、亡失した運転経歴証明書を発見したときは、速やかに返納しなければならないことの教示を受けました。これに違反しないことを誓います。 <p style="text-align: right;">氏名</p>						
聴取者	係・警察署交通課			氏名		

現有経歴証明書データ欄														
交付公安委員会	公安委員会													
交付年月日 照会番号	年	月	日	—										
免許証番号														
生年月日	明治	大正	昭和	平成	年 月 日									
	1	2	3	4										
免許の種類 (○で囲む)	大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 自 二 輪	普 自 二 輪	小 型 特 付	原 付	けん 引	大 型 二 輪	中 型 二 輪	普 通 二 輪	大 特 二 輪	けん 引 一 輪

再交付理由				
汚損		亡失		その他
受理番号				

別記様式第35号を次のように改める。

様式第35号(第38条関係)

運転免許証更新及び講習申請書

宮崎県公安委員会 殿

年 月 日

氏 名			
生年月日	年	月	日 (歳)

手 数 料

(宮崎県収入証紙)

更新手数料	
講習手数料	<input type="checkbox"/> 優良 500円 ・ <input type="checkbox"/> 一般 800円 <input type="checkbox"/> 違反 1,350円 ・ <input type="checkbox"/> 初回 1,350円

別記様式第35号の3の3を別記様式第35号の3の4とし、別記様式第35号の3の2の次に次の1様式を加える。

様式第35号の3の3（第38条関係）

特定小型原動機付自転車運転者講習受講申請書

年 月 日

宮崎県公安委員会 殿

受 講 者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日（ 歳）
受 講 年 月 日		年 月 日
手 数 料 〔 収 入 証 紙 貼 付 欄 〕		
備 考		

別記様式第35号の4の次に次の2様式を加える。

様式第35号の4の2 (第38条関係)

実車あり

実車なし

特定任意高齢者講習受講申請書

年 月 日

宮崎県公安委員会 殿

住 所

氏 名 男・女

生年月日 年 月 日生

交付公安委員会	公安委員会														
交付年月日等	年	月	日	交付	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
運転免許証の有効期限	年 月 日まで有効														
免許証番号	第	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	号
免許の種類	大	中	準	普	大	大	普	小	原	けん	大	中	普	大	けん
	型	型	中型	通	特	自二	自二	特	付	引	二	二	二	特二	二
手数料															
備考	高齢者講習通知書の種別 <input type="checkbox"/> 技能 <input type="checkbox"/> 認検 <input type="checkbox"/> 講習 運転免許の一部取消し予定 <input type="checkbox"/> 有 ()														

- 留意事項
- 1 運転免許証及び高齢者講習通知書を添えて提出してください。
 - 2 実車あり・なしのいずれかにチェックしてください。
 - 3 備考欄の該当するものにチェックしてください。

様式第35号の4の3 (第38条関係)

特定任意講習受講申請書

年 月 日

宮崎県公安委員会 殿

受 講 者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日生 (歳)
受講場所		
手数料		
備 考		

別記様式第39号の3を別記様式第39号の5とし、別記様式第39号の2の次に次の1様式を加える。

様式第39号の3（第39条関係）

第 号

特定小型原動機付自転車運転者講習終了証書

住所

氏名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2
第1項第15号に掲げる特定小型原動機付自転車運転者講習を終了した者
であることを証明する。

年 月 日

宮崎県公安委員会

別記様式第39号の4中「第 108条の2 第 1 項第15号」を「第 108条の2 第 1 項第16号」に改める。

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。

